

## 岬町人権教育基本方針

国連は1948年に世界人権宣言を採択して以降、あらゆる差別や人権侵害を全世界からなくすため、国際人権規約をはじめ、「子どもの権利条約」等、人権に関する多くの条約を採択し、人権が尊重される社会の実現に取り組んできた。2016年には、人権に関する三つの法律が施行された。「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」である。これらの法律の趣旨を十分理解し活用しながら、自らよりよい社会づくりに参画していく力を持った子どもを育てていくことが求められている。

わが国は、日本国憲法施行後半世紀、憲法の保障する基本的人権の確立に向け、各種の法律や制度の整備を進め、さまざまな条約を締結するなど、国際社会の一員として、具体的な取り組みを進めてきた。

岬町では1994年に「岬町部落差別撤廃と人権擁護に関する条例」を制定し、人権感覚あふれる町をつくるため、さまざまな取り組みを続けている。また、教育委員会でも1982年「岬町同和教育基本方針」を1993年には「岬町在日外国人教育に関する指導の指針」を策定し人権教育の推進に努めてきた。各学校園においては、これまで地域に根ざした教育内容・方法を創造し創意工夫を凝らした積極的な取り組みを展開している。

しかしながら、わが国固有の人権問題である同和问题は、解決へ向けて進んでいるものの依然として課題が残されている。また、女性、障害者、高齢者、子ども、在日外国人に係る人権問題等、さまざまな人権問題が存在しており、社会の変化とともに新たな人権課題も生まれている。

すべての人々の基本的人権が尊重されることは、民主主義社会の基礎をなすものであり、同和问题をはじめとするさまざまな人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、一人ひとり人間としての責任であり義務である。

人権が尊重される町をつくるためには、一人ひとりが生涯を通じて人権の意義やその重要性を理解し、人権尊重の心を育み、態度や行動に結びつけていくことが大切である。

これは、人々のたゆみない努力によって達成されるものであるが、なかでも、その基礎となる教育の果たす役割は大きい。教育は、人間の全面的な発達、すなわち精神、肉体、知性、感性、美的感覚、責任感、道徳観、倫理観のすべての発達に寄与するべきであり、教育のいとなみによって、社会に人権文化を広げようとするものである。

以上の観点に立って、「国際人権規約」及び「子どもの権利条約」、日本国憲法及び教

育基本法並びに「人権教育のための国連10年岬町行動計画」等の精神にのっとり、岬町の教育分野において人権教育を推進するための基本方針を次のとおり定める。

1 すべての人が自己実現できる社会をつくる。

① 豊かな人権感覚を育成する。

人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、主体的な思考力、判断力を養い、自らの課題として人権問題の解決に取り組むとともに社会の構成員としての責任を自覚し、豊かな人権感覚を持って行動する民主的な人間の育成をめざして教育のあらゆる場において人権教育を推進する。

② 豊かな人間関係づくりを進める。

一人ひとりの主体的な学習活動を通じて、人と出会いつながるなかで、自己肯定感を高め、仲間への信頼感を深めることができるように人権教育を推進するとともに、すべての人々の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりがはかれるよう人権教育を推進する。

③ 人権尊重の地域社会を築く。

異なった文化、習慣、価値観等を持った人々が、それぞれのアイデンティティーを保ちながら豊かな社会生活を送ることができるよう学校・家庭・地域社会との連携、協働を進めるなかで地域社会における人権教育及び人権学習の充実をはかる。

2 熱意ある人材を育成する。

豊かな人権感覚を持ち、人権問題に関する深い認識とそれに基づいた実践力を身につけた熱意ある人材を育成し、人々の生活のなかに、人権文化を根づかせていく。

本方針の実施に当たっては、教育の主体性を保ち学校と社会教育の連携を図るとともに、関係諸機関及び関係団体とそれぞれの役割を分担しつつ一層連携して推進しなければならない。

2020.3.17